

令和3年12月8日

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市社会福祉協議会事務局長

新型コロナウイルス感染症への対応について（第25報）

みだしの件につきまして、広島県におけるイベントの開催条件が改訂されたことに伴い、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が改訂され、11月26日から当面の間、基本方針の対象となるイベントを「事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等」に限定することとなりました。

つきましては、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましても、イベントを開催される際には、この基本方針に準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

1 広島市が基本方針で定義するイベントの開催に当たって（11月26日から適用）

11月26日改訂の基本方針において、「イベント」とは、事前予約制（コンサートなど）・チケット販売（スポーツ観戦など）・時間指定（祭りなど）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等と定義されました。

そうした中で、地（学）区社会福祉協議会主催の行事や会議、研修会等については、特定の人が限られた人数で集まるものが多く、基本的には基本方針の「イベント」には該当しないものと考えられます。しかしながら、時間を指定して開催するお祭りなどの地区内の住民を対象とした不特定多数の集客を見込む行事につきましては、基本方針が定める「イベント」に該当する可能性が高いものと考えます。

また、「イベント」の開催に当たっては、別紙1に示されている感染防止策に必要な取組を実施していただくほか、新たに感染防止策チェックリストの作成やホームページ又は会場の目立つ場所へ掲示するなどの公表等を行うこととされていますので、ご注意ください。

2 広島市が基本方針で定義するイベントに該当しない行事や会議、研修会等について

「イベント」に該当しない行事や会議、研修会等の開催に当たっては、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底へのご協力をよろしくお願いいたします。

* 広島県ホームページ 感染防止策チェックリスト及び結果報告書のダウンロード先

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-levelchange.html#a02-02>

【問合せ先】

（社福）広島市社会福祉協議会

地域福祉推進課 地域福祉係

TEL：264-6403

FAX：264-6413

令和3年12月3日

各地（学）区社会福祉協議会 御中

広島市健康福祉局地域共生社会推進課
高齢福祉部高齢福祉課

地（学）区社会福祉協議会が主催されるイベント等の開催について（お願い）

この度、「広島県におけるイベントの開催条件」が改訂されたことを踏まえ、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を改訂し、当該基本方針の対象となるイベントを「事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等」（以下「不特定多数イベント」という。）に限定することとしました。また、当該基本方針の対象とならないイベント、会議、研修、講座等については、その開催に当たり、広島県の対処方針を踏まえ、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底することとしました。

つきましては、地（学）区社会福祉協議会の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、11月26日（金）から当面の間、主催されるイベント等（会議、研修、講座を含みます。）につきまして、本市の対応に準じ、下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

また、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象活動につきましても、こうした対応方針に沿って実施していただくようお願いします。なお、高齢者いきいき活動ポイント事業の当面の方針は本市ホームページにも掲載しておりますので御参照ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/6191.html>

記

地（学）区社会福祉協議会主催のイベント（行事）、会議、研修、講座等については、特定の者が限られた人数で集まるものが多く、基本的には「不特定多数イベント」には該当しないと考えられることから、その開催に当たっては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（広島積極ガード宣言）」（令和3年10月11日改正）における県民に対する要請に基づき、引き続き、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等を徹底し、十分な換気や適度な保湿を行うといった基本的な感染防止対策などを徹底していただくようお願いいたします。

ただし、「不特定多数イベント」に該当するイベント等を開催する場合には、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年11月26日改訂）」に準じた取扱い（人数上限や収容率要件の適用、チェックリストの作成、公表など）をしていただく必要がありますので御注意ください。

【参考資料】

- 広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年11月26日改訂）（抜粋）
（令和3年11月26日広島市新型コロナウイルス感染症対策本部）
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（「広島積極ガード宣言」）
（令和3年10月11日改正）（抜粋）

〈問合せ先〉 広島市役所健康福祉局地域共生社会推進課 湯浅
電話（082）504-2603
高齢福祉課 升田
電話（082）504-2143